

出産費(家族出産費)及び出産費附加金(家族出産費附加金)の手続の流れ【令和5年4月1日以降の出産の場合】

《直接支払制度》

《受取代理制度》

《共済組合から後日支払を受ける方法》

(直接支払制度、受取代理制度のいずれも利用しない場合)

